

---

滋賀県新型コロナウイルス感染症発生時の  
介護関連施設・事業所等間の応援事業実施要綱  
Q&A

---

# 目次

<b>I. 職員派遣事業について</b> .....	<b>1</b>
問 1 何のために職員派遣の枠組みを作るのですか? .....	1
問 2 感染症が発生した介護施設等が個別に協議すればいいのではないのですか? .....	1
問 3 派遣職員の候補者名簿(人数)を登録するのはなぜですか? .....	1
問 4 候補者登録には何人の職員を登録すればよいのですか? .....	1
問 5 いつまでに職員数を登録すればよいのですか? .....	1
問 6 候補者に登録する職員の職種はどうなりますか? .....	1
問 7 派遣する職員に別途、保険は適用されるのですか? .....	2
問 8 事業受託団体への申請は、どのタイミングで行えば良いのですか? .....	2
問 9 施設等の職員や入所(居)者ではなく、その家族がPCR検査を受けることになった場合や家族が感染された場合にも県医療福祉推進課および指定権者への報告は必要ですか? .....	3
問 10 施設等の職員・入所(居)者の感染が判明した場合、どうすれば良いのですか? .....	3
問 11 発生施設には職員派遣してもらえないのですか。自法人内に他の施設等や事業所がない場合や他の施設等や事業所の職員を発生施設の業務に充てても、職員が不足する場合はどうすればよいのですか? .....	3
問 12 どの程度職員が不足した場合に、派遣を依頼することができますか? .....	4
問 13 職員の派遣は、いつ決定されますか? .....	4
問 14 派遣協定を締結する必要はあるのですか? .....	4
問 15 派遣協定の様式はありますか? .....	4
問 16 発生施設に派遣する職員は、どのように選ばれるのですか? .....	4
問 17 登録した職員数を下回る職員数で、派遣してもよいのですか? .....	5
問 18 1つの施設等から、何人の職員を派遣すればよいのですか? .....	5
問 19 職員を派遣した場合に人員基準等を満たさなくなるときはどうするのですか? .....	5
問 20 職員派遣の依頼があれば、必ず承諾しなければならないのですか? .....	5
問 21 派遣業務の扱いはどうなりますか? .....	5
問 22 派遣業務ではどのようなことをするのですか? .....	5
問 23 派遣職員は感染者や濃厚接触者の介護をしなければなりませんか? .....	6
問 24 派遣職員は感染者や濃厚接触者と同じエリアで業務をしなければなりませんか? .....	6
問 25 1つの施設等への派遣期間はどれくらいになりますか? .....	6
問 26 1人の職員の派遣期間はどれくらいになりますか? .....	6
問 27 派遣期間の終了後、すぐに所属事業所での勤務に復帰するのですか? .....	7
問 28 派遣期間中に感染者に近づく機会があった場合、PCR検査は受けられますか? .....	7
問 29 休日や勤務時間、休憩時間はどうなりますか? .....	7
問 30 休日勤務や時間外勤務はあるのですか? .....	7
問 31 派遣期間中の給与は、誰が負担するのですか? .....	8
問 32 派遣職員の出張手当、出張旅費、宿泊費用等は、誰が負担するのですか? .....	8
問 33 派遣職員の応援手当は、誰が負担するのですか? .....	8
問 34 派遣職員の応援手当の額を法人で変更することは可能ですか? .....	8
問 35 自法人内の他の事業所等の職員で対応してもなお、派遣を要する場合に派遣要請となりますが、この場合、自法人内の他の事業所等の職員に対しても応援手当を支給しなければいけませんか? .....	8
問 36 社会保険、労災保険等はどうなりますか? .....	9
問 37 マスク、消毒液などの衛生資材も派遣元が負担するのですか? .....	9
問 38 派遣期間中に、派遣元の施設等で感染症が発生した場合やその他派遣職員を急遽、引き揚げる必要が生じた場合はどうなりますか? .....	9
問 39 派遣職員が施設等の入所(居)者に怪我をさせた場合などの責任はどうなりますか? .....	9
<b>II. 代替サービス提供事業について</b> .....	<b>10</b>
問 40 居宅介護支援事業所は代替サービス提供事業に登録不要とされていますが、その理由を教えてください。 .....	10

- 問 41 職員派遣と同様に、代替サービスの調整を行う介護支援専門員や、代替サービスを提供する職員にも保険は適用されるのですか？..... 10
- 問 42 事業受託団体への申請は、どのタイミングで行えば良いですか？..... 10
- 問 43 代替サービスの調整はどのように行うのですか？..... 11
- 問 44 居宅介護支援事業所は感染者や濃厚接触者の代替サービスの調整をしなければなりませんか？... 11
- 問 45 代替サービスの調整を依頼した法人（事業所）の費用負担はどうなりますか？..... 11
- 問 46 代替サービスの調整を行う介護支援専門員に支給する調整手当、代替サービスを提供する事業所の職員に支給する応援手当の額を法人で変更することは可能ですか？..... 12
- 問 47 濃厚接触者と判断された利用者であって、自宅待機が解除となった者について、自宅待機解除後も利用されていた事業所が休業状態で、代替サービスを提供した場合の手当は濃厚接触者に対する単価となるのですか？..... 12
- 問 48 介護支援専門員に対して調整手当が支給されますが、調整の意味を教えてください。例えば、代替サービスの調整に尽力したが、結果的に代替サービスの提供先を確保できなかった場合は、調整手当は支給されないことになるのですか？..... 12
- 問 49 代替サービスの調整が難航する場合は、どのように対応すれば良いですか？..... 13
- 問 50 代替サービス提供では感染者や濃厚接触者の介護をしなければなりませんか？..... 13
- 問 51 介護支援専門員の代替サービス調整の結果、代替サービスを提供することになりましたが、人件費など必要となる費用の取扱いはどうなりますか？..... 13
- 問 52 小規模多機能居宅介護事業所や看護小規模多機能居宅介護事業所で感染症が発生し代替サービスの調整が必要になっても、当該サービスの仕組み上、代替サービスの提供は不可能となりますが、どうすれば良いですか？..... 13
- 問 53 小規模多機能居宅介護事業所や看護小規模多機能居宅介護事業所が代替サービス提供の意思を有していても、登録定員を超える場合は代替サービスの提供を行うことは不可能でしょうか？..... 14
- 問 54 介護者が新型コロナウイルス感染症に感染し入院となり、要介護者が自宅に取り残される場合に、通常のサービス提供では当該要介護者の在宅生活が困難になることも起こり得ると思われませんが、こうした場合も問 52 の県独自制度を適用し要介護者の在宅生活支援が可能と考えて良いですか？... 14
- 問 55 自法人内の他の事業所等の職員で対応した結果、代替サービスの調整を要する場合に調整依頼となりますが、この場合、自法人内の他の事業所等の職員に対しても応援手当や調整手当を支給しなければいけませんか？..... 14
- 問 56 代替サービスを提供した職員は、通常業務を行っても良いですか？..... 15

## I. 職員派遣事業について

**問1 何のために職員派遣の枠組みを作るのですか？**

答 県内の介護施設等で新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）が発生し、職員が不足した場合に、迅速に対応することで高齢者の生活に支障を来さないようにするためです。

介護施設等で職員や入所（居）者が感染症に感染した場合、感染していない入所（居）者への支援を継続しますが、多くの職員が入院や自宅待機となれば、サービスの継続が困難になります。その時点で応援の検討を始めたのでは、対応が遅れ、入所（居）者の命に関わるおそれがあるため、迅速に対応できるよう、あらかじめ職員派遣の仕組みを作っておく必要があります。

**問2 感染症が発生した介護施設等が個別に協議すればいいのではないのですか？**

答 感染症発生時に他の介護施設等と個別に協議するのは、大きな負担です。例えば、他の介護施設等に10人の応援を依頼しても、負担が大きく、依頼された介護施設等からの派遣は困難と考えられ、また、派遣を断られた場合は、別の介護施設等を探さなければならず、協議を行うだけでも相当な業務負担になります。

今回の枠組みは、県内介護施設等全体で、あらかじめ感染症発生時の職員派遣にかかる準備や合意をすることで、迅速な対応が図れるようにするものです。

**問3 派遣職員の候補者名簿（人数）を登録するのはなぜですか？**

答 あらかじめ候補者名簿（人数）登録してもらうことで、感染症発生時に派遣できる職員の見つけ、迅速に派遣できるようにするためです。

**問4 候補者登録には何人の職員を登録すればよいのですか？**

答 各施設等の職員総数から割当人数分の職員を目安に登録いただく想定としています。県内の施設等に広く協力いただき効果的な仕組みとするためです。

**問5 いつまでに職員数を登録すればよいのですか？**

答 随時受け付けますが、事業開始後、早期に登録いただければ幸いです。

**問6 候補者に登録する職員の職種はどうなりますか？**

答 現時点では、介護職員、看護職員の登録を想定しています。

問7 派遣する職員に別途、保険は適用されるのですか？

答 各事業者団体の負担により、別途、保険加入することとしています。

問8 事業受託団体への申請は、どのタイミングで行えば良いですか？

答 申請までの流れは次のとおりです。発生前から対応いただくことを順にお示ししています。

1. 施設等の職員または入所（居）者が、
  - ・PCR検査を受けることとなった場合
  - ・保健所から感染者の濃厚接触者であると判断された場合は、その旨を県医療福祉推進課および指定権者に報告（第1報）。  
※「高齢者施設・事業所の利用者・職員等に新型コロナウイルス感染症の疑いがある者(感染者、濃厚接触者)が発生したときの対応等について（令和2年8月5日 滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長 事務連絡）」参照
2. 施設等の職員または入所（居）者がPCR検査で陽性となった場合、1と同様に、県医療福祉推進課および指定権者に報告（第2報）。  
※当該職員または入所（居）者は入院や宿泊療養施設での療養となる。
3. 保健所の疫学調査で感染した職員または入所（居）者の濃厚接触者と判断された職員・入所（居）者について、県医療福祉推進課および指定権者に報告（第3報）。
4. 濃厚接触者と判断された職員は、14日間、自宅での健康観察となり業務に従事することができません。この時点で感染した職員数および濃厚接触者と判断された職員数を一定把握できますので、残る職員でサービス提供が可能なのかどうか検討してください。
5. 検討の結果、発生施設の業務に支障が生じるときは、まずは、自法人の他施設等や事業所の職員を発生施設での業務従事に充ててください。
6. 5の対応を採り、法人内の他施設等や事業所、発生施設のいずれかでサービス提供に支障を生じることが見込まれるときに事業受託団体事務局に連絡（申請）をしてください。施設等には職員派遣を、事業所には代替サービスの調整を行います。

注1. 5の対応の結果、同一法人内の事業所の代替サービス調整が必要となった場合は、代替サービスの調整が必要な利用者の担当介護支援専門員にその旨の依頼を行っていただくとともに、調整が必要な人数や担当の介護支援専門員の氏名や居宅介護支援事業所名などの必要な情報を、事業受託団体事務局にも情報提供するようにお願いします。

注2. 職員派遣の手続きには、数日を要すると想定されますので、大変な環境に置かれることは承知していますが、早期にご連絡いただくようお願いします。

注3. 何よりもお困りの施設等に職員派遣を優先することが重要ですので、書面のやり取りは事後になることもあります。

**問9** 施設等の職員や入所（居）者ではなく、その家族がPCR検査を受けることになった場合や家族が感染された場合にも県医療福祉推進課および指定権者への報告は必要ですか？

**答** 県医療福祉推進課および指定権者に対する報告については、施設等の職員や入所（居）者の家族がPCR検査を受けることとなった場合にまで求めるものではありません。ただし、家族の感染が判明し、保健所の調査により施設等の職員や入所（居）者が濃厚接触者であると判断された場合は、問8のと通りの対応をお願いします。

**問10** 施設等の職員・入所（居）者の感染が判明した場合、どうすれば良いですか？

**答** 問8にも記載のとおり、

- ・感染した職員や入所（居）者は、入院や宿泊療養施設における療養となります。
- ・また、保健所による疫学調査の結果、感染した職員や入所（居）者の濃厚接触者であると判断された職員や入所（居）者はPCR検査を受けることになり、陽性であった場合は入院や宿泊療養施設における療養となり、陰性であった場合も14日間、健康観察の対象となり自宅待機となることから職員は業務に従事することができません。
- ・これに伴い、施設等の職員が不足し、業務に支障が生じると見込まれるときは、まずは自法人の他施設等や事業所から職員を充ててください。
- ・この対応を採ってもなお、法人内の他施設等や事業所、発生施設のいずれかでサービス提供に支障を生じることが見込まれるときには、事業受託団体事務局に連絡（申請）をしてください。施設等には職員派遣を、事業所には代替サービスの調整を行います。
- ・この場合で、同一法人内の事業所の代替サービス調整が必要となった場合は、代替サービスの調整が必要な利用者の担当介護支援専門員にその旨の依頼を行っていただくとともに、調整が必要な人数や担当の介護支援専門員の氏名や居宅介護支援事業所名などの必要な情報を、地域事務局にも情報提供するようにお願いします。
- ・職員派遣の手続きには、数日を要すると想定されますので、大変な環境に置かれることは承知していますが、早期にご連絡いただくようお願いします。
- ・なお、併設する短期入所生活介護事業所がある場合は、濃厚接触者ではないと判断された利用者については、利用者・家族の了承を得た上で、一時帰宅してもらって利用者数を減らすなどの措置も検討してください。
- ・また、何よりもお困りの施設等に職員派遣を優先することが重要ですので、書面のやり取りは事後になることもあります。

**問11** 発生施設には職員派遣してもらえないのですか。自法人内に他の施設等や事業所がない場合や他の施設等や事業所の職員を発生施設の業務に充てても、職員が不足す

る場合はどうすればよいですか？

答 問8および問10のとおりの流れで調整した結果、発生施設に職員派遣の必要がある場合には派遣を行います。

問12 どの程度職員が不足した場合に、派遣を依頼することができますか？

答 発生施設の職員状況にもよりますが、実際には業務の縮小も検討されると思いますので、その中で、シフトを組むにあたり、どれだけの職員が必要なのかをお示しいただき、お示しいただいた人数の派遣を行うことを原則とします。その後、職員の不足が解消されるにつれて、段階的に派遣を縮小していきます。

問13 職員の派遣は、いつ決定されますか？

答 派遣元となる施設等の開設者と派遣先となる施設等の開設者が職員の派遣または受入れに合意された時点で派遣協定が成立することとしています。書面は事後となります。

問14 派遣協定を締結する必要はあるのですか？

答 職員を登録した施設等士との相互協力の枠組みですので、派遣元と派遣先の法人が職員派遣にかかる条件等に合意する必要があるとともに、その後の費用負担などに混乱を招かないようにするためにも協定を締結するものです。

問15 派遣協定の様式はありますか？

答 滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課が作成した様式があり、原則、この様式を使っていたいただきたいと思いますと考えていますが、追加すべき内容がある場合は適宜追加いただいても問題ありません。なお、示されている様式に記載されている事項の削除・修正は避けてください。あらかじめ県から通知される事業実施要綱と一緒に協定書様式も送付されますので、十分に確認して登録してください。

また、問13のとおり、派遣元となる施設等の開設者と派遣先となる施設等の開設者が職員の派遣または受入れに合意された時点で派遣協定が成立することとしていますので、協定書の作成（押印不要）は、事業受託団体事務局が行い、作成した協定書を派遣元および派遣先にお送りしますので保管願います。

問16 発生施設に派遣する職員は、どのように選ばれるのですか？

答 原則として、発生施設と同一の圏域内で当該事業に登録している施設等の中から、職員数等を考慮して、滋賀県全域事務局または地域事務局が選定します。ただし、要請された人数が多く、同一圏域内の施設等だけでは対応できない場合は、他圏域

の施設等からも選定することになります。

**問17 登録した職員数を下回る職員数で、派遣してもよいのですか？**

答 登録いただく人数は、各施設等において了解を得た職員の数に登録いただいているものと理解しており、例えば10人の職員が派遣に協力意思を示していただいた場合であっても、当然、自施設の運営をないがしろにするわけにはいきませんので、可能な数の職員を派遣していただければ結構です。

**問18 1つの施設等から、何人の職員を派遣すればよいのですか？**

答 滋賀県全域事務局または地域事務局（事業受託団体事務局）と派遣元との調整により決定するものであり、一律に〇人派遣などは想定していません。

**問19 職員を派遣した場合に人員基準等を満たさなくなるときはどのようにするのですか？**

答 この枠組みによる職員派遣は、新型コロナウイルス感染症への対応になりますので厚生労働省通知に基づき、一時的に人員基準等を満たさなくなる場合にも柔軟に対応することが認められています。

**問20 職員派遣の依頼があれば、必ず承諾しなければならないのですか？**

答 施設等同士の相互協力の仕組みですので、可能な限りご協力をお願いいたします。

**問21 派遣業務の扱いはどうなりますか？**

答 派遣業務は、派遣元からの出張扱いとなります（要綱第5条第4項第2号）。派遣職員は、派遣元の指揮監督で業務に従事し、派遣先の助言を受けます。

**問22 派遣業務ではどのようなことをするのですか？**

答 派遣業務では、原則として、利用者の介護を行います。具体的な内容は派遣先からあらかじめの業務内容を示してもらい、事業受託団体事務局を通じて派遣職員さんにお知らせします。

なお、派遣先が、派遣職員に対して、派遣初日に留意すべき事項や従事業務の説明、支援対象の利用者の特性や、派遣先の設備の状況などを説明します。

しかしながら、派遣先の負担を軽減するため、2班目以降の派遣職員に対する従事業務や支援対象の利用者の特性にかかる説明は、前の班の派遣職員から実際の業務を通じて学ぶこととしています。



**問23 派遣職員は感染者や濃厚接触者の介護をしなければなりませんか？**

答 高齢者で新型コロナウイルス感染症に感染した者は、現在のところ、原則、入院とされていることから、感染者に対する介護は発生しません。

また、保健所の調査で感染者の濃厚接触者とされた高齢者への介護は、原則、派遣職員ではなく派遣先の職員が行うこととしています。

ただし、1法人1施設の経営、かつ、他のサービスも行っていない場合で、当該施設で感染症が発生し、派遣先の職員の大半が感染、または感染者の濃厚接触者と判断され14日間の自宅での健康観察対象となる場合など、特別な事情がある場合は、事前に同意をいただいている派遣元の派遣職員に的確な感染対策を採っていただいたうえで濃厚接触者の介護をしていただく場合があります。この場合において、派遣先は、汚染区域における業務に従事する職員の感染防止が確保されるよう、感染管理認定看護師その他の感染管理に関する専門家の管理下において、適切な感染防止対策を実施するものとしています。

**問24 派遣職員は感染者や濃厚接触者と同じエリアで業務をしなければなりませんか？**

答 派遣職員は、原則として、感染者、濃厚接触者等がいる場所とは別のエリアで業務をしていただくことを想定しています。

なお、感染者については、問23のとおり、現在のところ、原則、入院とされていますので、感染者がおられる同じフロアでの業務は発生しないものと考えています。

ただし、1法人1施設の経営、かつ、他のサービスも行っていない場合で、当該施設で感染症が発生し、派遣先の職員の大半が感染、または感染者の濃厚接触者と判断され14日間の自宅での健康観察対象となる場合など、特別な事情がある場合は、事前に同意をいただいている派遣元の派遣職員に的確な感染対策を採っていただいたうえで濃厚接触者の介護をしていただく場合があります。この場合において、問22と同様、派遣先は、汚染区域における業務に従事する職員の感染防止が確保されるよう、感染管理認定看護師その他の感染管理に関する専門家の管理下において、適切な感染防止対策を実施するものとしています。

**問25 1つの施設等への派遣期間はどれくらいになりますか？**

答 1つの施設等への派遣期間は、概ね3週間程度と考えているところです。

当該期間を超える派遣が必要になった場合は、別途、派遣調整をします。

逆に、派遣期間が短くなる場合は、別途、ご協力いただく皆様にその旨をお知らせします。

**問26 1人の職員の派遣期間はどれくらいになりますか？**

答 1人の派遣職員の派遣期間は、4日を標準としています。ただし、派遣元と派遣職

員が同意する場合は、この限りではありません。

別途、スケジュール一覧を作成し、ご協力いただける皆様に情報提供します。

【日程のイメージ】

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
第1班				引き継ぎ						
第2班				引き継ぎ			引き継ぎ			
第3班							引き継ぎ			

**問27 派遣期間の終了後、すぐに所属事業所での勤務に復帰するのですか？**

答 派遣職員は、原則として清潔区域での業務となりますが、特別な事情がある場合は、汚染区域での業務に従事し、濃厚接触者と判断された入所（居）者に対してサービス提供する場合があります。

汚染区域での業務に従事した場合も、感染管理認定看護師による指導のもと徹底した感染防止対策が採られているため、いずれの場合も派遣期間の終了後、すぐに勤務に復帰することは可能です。

ただし、派遣元が念のために経過観察期間を設けるとのことであれば、否定するものではありません。

**問28 派遣期間中に感染者に近づく機会があった場合、PCR検査は受けられますか？**

答 高齢者は重症化リスクが高いことから、現在のところ、感染者は、原則、入院になりますので、派遣期間中に派遣職員が感染者と接触することは想定していません。

**問29 休日や勤務時間、休憩時間はどうなりますか？**

答 勤務時間、休憩時間は、派遣先の勤務シフトに従うものとします。

なお休日については、派遣期間は4日間を原則としていることから派遣期間中の休日は想定していませんが、派遣元および派遣職員の意向により7日間など原則の派遣日数を超えて派遣する場合は、派遣元の意向に従うことを基本とします。

**問30 休日勤務や時間外勤務はあるのですか？**

答 原則として、派遣職員には休日勤務等をさせないものとします。派遣先は、派遣職員に対して直接、休日勤務等を求めないようにしてください。

ただし、派遣先が派遣元に休日勤務等を求めた場合で、派遣元が必要と認めるときは、派遣職員が同意する場合に限り、休日勤務等をさせることができます。

**問31 派遣期間中の給与は、誰が負担するのですか？**

答 職員を登録した施設等士との相互協力の枠組みですので、派遣期間中の給与は派遣元でのご負担をお願いします。

派遣元の給与規程で、休日手当、時間外手当、深夜手当等を支給している場合は、これらの手当も派遣元にご負担いただきますが、休日勤務、時間外勤務を行う場合は、派遣元と派遣職員の同意が必要です(問29参照)。また、深夜勤務を行う場合は、あらかじめ派遣協定で定めておくことになります。

**問32 派遣職員の出張手当、出張旅費、宿泊費用等は、誰が負担するのですか？**

答 派遣職員が派遣業務に従事するに当たり、住居から派遣事業所等への移動に要する交通費、出張手当、宿泊を要する場合の宿泊費その他の必要な経費についても、施設等士との相互協力の取組であることから派遣元が負担することとします。

なお、これらの費用(問33の応援手当も含む。)は、別途、滋賀県(または大津市)が実施している補助事業の対象となり県(または大津市)への請求が可能です。

※発生施設の所在が大津市内の場合は、大津市に請求。

**問33 派遣職員の応援手当は、誰が負担するのですか？**

答 派遣職員が派遣業務に従事するに当たり支給することとした応援手当(発生施設以外の施設等で業務に従事した場合：10,000円/日・発生施設の清潔区域における業務に従事した場合：15,000円/日・発生施設の汚染区域における業務に従事した場合：20,000円/日・派遣職員の確保を目的にこれを超える額の設定も可)についても、施設等士との相互協力の取組であることから派遣元の負担とします。

なお、当該手当についても、問32のとおり、別途、滋賀県(または大津市)が実施している補助事業の対象となり県(または大津市)への請求が可能です。

※発生施設の所在が大津市内の場合は、大津市に請求。

**問34 派遣職員の応援手当の額を法人で変更することは可能ですか？**

答 派遣職員に支給する応援手当の額は、県内の各事業者団体が協議され一律の額として決定されていますので、お示しした額を適用いただきたくお願いします。

**問35 自法人内の他の事業所等の職員で対応してもなお、派遣を要する場合に派遣要請となりますが、この場合、自法人内の他の事業所等の職員に対しても応援手当を支給しなければいけませんか？**

答 この事業は、感染症の発生に伴い、他法人からの職員派遣が必要になることを想定し相互支援の取組として設けるものであり、自法人内の他の事業所等の職員を発生施設での業務に従事させた場合のことについて規定するものではありませんので、

各法人で整理いただければ結構です。

なお、自法人の職員に対応にあたらせた場合に、特別な手当を支給した場合も滋賀県（または大津市）が別途実施する補助事業の対象となり県（または大津市）に請求することができます。

※発生施設の所在が大津市内の場合は、大津市に請求。

**問36 社会保険、労災保険等はどうなりますか？**

答 派遣職員の社会保険、労災保険等は、もともと派遣元で加入していると考えられますので、その継続加入をお願いします。

派遣職員が派遣業務中に怪我をした場合、労災の対象になります。派遣職員が感染症に感染した場合も、派遣業務が原因で感染したことが明らかな場合は、労災の対象となります。

なお、派遣職員には、事業受託団体が加入する団体総合生活補償保険の対象になります。

**問37 マスク、消毒液などの衛生資材も派遣元が負担するのですか？**

答 派遣職員の衛生資材については、派遣先での支給をお願いします。なお、感染症発生施設等で衛生資材が不足する場合には、県で備蓄する資材を支給します。

**問38 派遣期間中に、派遣元の施設等で感染症が発生した場合やその他派遣職員を急遽、引き上げる必要が生じた場合はどうなりますか？**

答 派遣元の施設等で感染症の発生など、急遽、派遣職員を引き上げなければならない事態となった場合、派遣元は、派遣先に派遣の中止を請求することができます。この場合、派遣先は、必要に応じて、あらためて事務局に職員の派遣依頼をすることになります。

**問39 派遣職員が施設等の入所（居）者に怪我をさせた場合などの責任はどうなりますか？**

答 派遣職員は派遣元が雇用していますので、派遣元が損害賠償を負うこととなりますが、その損害が派遣先の助言により生じた場合は、この限りではありません。損害が派遣職員と派遣先の双方に起因する場合は、協議して損害の負担割合を定めることとなります。

## II. 代替サービス提供事業について

問40 居宅介護支援事業所は代替サービス提供事業に登録不要とされていますが、その理由を教えてください。

答 居宅介護支援事業所が行うのは、利用者の代替サービスの調整になりますが、本来業務の範囲内といえますので、登録は不要と考えています。

問41 職員派遣と同様に、代替サービスの調整を行う介護支援専門員や、代替サービスを提供する職員にも保険は適用されるのですか？

答 適用されます。

問42 事業受託団体への申請は、どのタイミングで行えば良いですか？

答 申請までの流れは次のとおりです。発生前から対応いただくことを順にお示ししています。

1. 事業所の職員または利用者が、
  - ・PCR検査を受けることとなった場合
  - ・保健所から感染者の濃厚接触者であると判断された場合は、その旨を県医療福祉推進課および指定権者に報告（第1報）。※「高齢者施設・事業所の利用者・職員等に新型コロナウイルス感染症の疑いがある者(感染者、濃厚接触者)が発生したときの対応等について（令和2年8月5日 滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長 事務連絡）」参照
2. 事業所の職員または利用者がPCR検査で陽性となった場合、1と同様に、県医療福祉推進課および指定権者に報告（第2報）。  
※当該職員または利用者は入院や宿泊療養施設での療養となる。
3. 保健所の疫学調査で感染した職員または利用者の濃厚接触者と判断された職員・利用者について、県医療福祉推進課および指定権者に報告（第3報）。
4. 濃厚接触者と判断された職員は、14日間、自宅での健康観察となり業務に従事することができません。この時点で感染した職員数および濃厚接触者と判断された職員数を一定把握できると思いますので、残る職員でサービス提供が可能なかどうかを検討してください。
5. 検討の結果、サービス提供に支障を来すと見込まれる場合は、まずは、自法人の他事業所や施設等の職員を発生事業所での業務従事に充ててください。
6. 5の対応を採っても、サービス提供に支障を生じることが見込まれるときに事業受託団体（地域事務局）に対して、調整が必要な人数や担当の介護支援専門員の氏名や居宅介護支援事業所名などの調整に必要な情報の提供と併せて申請をしてください。代替サービスの調整を行います。  
なお、一時的に事業所を閉鎖（保健所の助言含む）することとなった場合も、同様です。

注1. 何よりも利用者の代替サービスの調整が優先・重要ですので、書面のやり取りは事後になることもあります。

**問43 代替サービスの調整はどのように行うのですか？**

答 代替サービスの調整を希望する事業所が、受託団体に調整の依頼を行うとともに、代替サービスの調整が必要な利用者の氏名、濃厚接触者の判断の有無、利用されている居宅介護支援事業所名、担当の介護支援専門員の氏名などの情報を提供していただくとともに、担当の介護支援専門員（居宅介護支援事業所）に対して、代替サービスの調整が必要な利用者の氏名、濃厚接触者の判断の有無などの情報の提供と調整の依頼を行ってください。

依頼を受けた介護支援専門員（居宅介護支援事業所）が、受託団体から登録事業所や受入可能人数、濃厚接触者へのサービス提供の可否などの情報を得て、代替サービスの調整を行います。

なお、代替サービスの調整を希望する事業所において、担当の介護支援専門員（居宅介護支援事業所）に対する代替サービス調整にかかる情報提供や調整の依頼について困難な場合は、受託団体が担当の介護支援専門員（居宅介護支援事業所）に調整の依頼を行います。

なお、居宅介護支援事業所による代替サービスの調整について、必要に応じて、受託団体や保険者等も連携して調整を行います。

**問44 居宅介護支援事業所は感染者や濃厚接触者の代替サービスの調整をしなければなりませんか？**

答 現在のところ、重症化リスクの高い高齢者が感染した場合は、原則、入院になることから、感染者の代替サービス調整はないものと考えています。

なお、この場合は、入院先の医療機関と通常の入院時連携（退院時同様）を行うこととなります。

濃厚接触者に対する代替サービスの調整（健康観察対象となり自宅待機となることから訪問系サービスの調整となります）については、必要に応じて、調整していただくこととなります。受託団体からの情報取得による代替サービス提供事業所の確保の調整のほか、利用者またはその家族との電話等による各種の調整を行っていただく（要ケアプラン修正）こととなります。経過支援記録もお願いします。

**問45 代替サービスの調整を依頼した法人（事業所）の費用負担はどうなりますか？**

答 代替サービスの調整についても、施設等への職員派遣と同様、

- (1) 代替サービスを提供する事業所の職員に対する応援手当（訪問系（小規模多機能型居宅介護および看護多機能型居宅介護の訪問機能含む）以外のサービスを提供した場合における応援手当は、受入れた利用者1人

ごとにサービス提供時間数に応援手当単価を乗じて得た額をサービス提供にあたった職員に配分して支給することとし、配分方法は事業所の裁量によることとします。）

(2) 代替サービスの調整を行う介護支援専門員に対する調整手当を支給することとしており、(1) の応援手当は、代替サービスを提供する法人(事業所)に負担いただくこととし、(2) の調整手当は、代替サービスの調整を依頼した法人(事業所)に負担いただくこととしています。

このため、代替サービスの調整を依頼した法人(事業所)は、(2) の代替サービスの調整を行う介護支援専門員に対して支給する調整手当を負担いただきますが、滋賀県(または大津市)が別途、実施している補助事業の対象となり、県(または大津市)に請求することができます。

なお、調整手当の額は、次の額としていますので、区分ごとの調整依頼数に応じた費用を調整法人からの請求によりお支払いいただくこととなります。

※発生事業所の所在が大津市内の場合は、大津市に請求。

**【調整手当の額】**

- ・濃厚接触者以外の利用者の代替サービス調整を行った場合 1,500円/件
- ・濃厚接触者である利用者の代替サービス調整を行った場合 3,000円/件

**【参考：応援手当の額】**

- ・濃厚接触者以外の利用者にサービス提供を行った場合 1,250円/時間
- ・濃厚接触者である利用者にサービス提供を行った場合 2,500円/時間

**問46** 代替サービスの調整を行う介護支援専門員に支給する調整手当、代替サービスを提供する事業所の職員に支給する応援手当の額を法人で変更することは可能ですか？

**答** これら手当の額は、県内の各事業者団体が協議され一律の額として決定されていますので、示される額を適用いただきたくお願いします。

**問47** 濃厚接触者と判断された利用者であって、自宅待機が解除となった者について、自宅待機解除後も利用されていた事業所が休業状態で、代替サービスを提供した場合の手当は濃厚接触者に対する単価となるのですか？

**答** 問の事例の場合は、濃厚接触者以外の利用者に対する手当に切り替えて支給することとします。

このため、代替サービス提供に伴う濃厚接触者へのサービス提供にかかる手当の支給は、当該利用者の自宅待機の期間中とします。

**問48** 介護支援専門員に対して調整手当が支給されますが、調整の意味を教えてください。

例えば、代替サービスの調整に尽力したが、結果的に代替サービスの提供先を確保できなかった場合は、調整手当は支給されないことになるのですか？

答 代替サービスの提供先が確保できたかどうかは結果であり、感染症が発生した事業所からの依頼を受けて、介護支援専門員は、実際に代替サービスの提供先の確保にご尽力いただきますので、この労力に対する手当として調整手当を設けています。

問49 代替サービスの調整が難航する場合は、どのように対応すれば良いですか？

答 代替サービスの調整が難航する場合は、地域事務局（場合によっては隣接圏域の地域事務局や県全域事務局が関与）が市町の協力も得ながら代替サービスの調整・確保に努めますので、地域事務局にご連絡をいただければ結構です。

問50 代替サービス提供では感染者や濃厚接触者の介護をしなければなりませんか？

答 現在のところ、高齢者については、重症化のリスクが高いことから、感染した場合は、原則、入院となることから感染者への代替サービスの提供は想定していません。一方で、濃厚接触者と判断された利用者については、代替サービス提供の必要が生じた場合はサービス提供を行うこととなりますが、サービス提供にあたっては、まず、発生事業所または当該事業所を運営する法人の他の事業所の職員によるサービス提供や電話や訪問による状況確認での対応について調整を行い、当該調整を行っても、なお代替サービスの提供が必要となる場合に、他の法人の事業所によるサービス提供について居宅介護支援事業所が調整を行います。

この場合、濃厚接触者（健康観察の対象となり自宅待機となる）に対するサービス提供になりますので、訪問系サービス事業所や小規模多機能居宅介護事業所、看護小規模多機能居宅介護事業所にサービス提供を依頼することが想定されます。

問51 介護支援専門員の代替サービス調整の結果、代替サービスを提供することになりましたが、人件費など必要となる費用の取扱いはどうなりますか？

答 職員派遣同様、事業所間の相互支援の取組であること、また、代替サービスの提供により介護報酬の請求ができることから、代替サービスを提供した側に負担いただくこととしています。

なお、代替サービス提供事業についても、応援手当を支給することとしています。当該手当も代替サービスの提供を行う法人（事業所）の負担としており、この手当については、滋賀県（または大津市）が、別途、実施している補助事業の対象となり、県（または大津市）に請求することができます。

※発生事業所の所在が大津市内の場合は、大津市に請求。

問52 小規模多機能居宅介護事業所や看護小規模多機能居宅介護事業所で感染症が発生し



代替サービスの調整が必要になっても、当該サービスの仕組み上、代替サービスの提供は不可能となりますが、どうすれば良いですか？

答 滋賀県では、介護者が新型コロナウイルス感染症に感染し入院となり、要介護者が自宅に取り残されるような場合に、通常のサービス提供では当該要介護者の在宅生活が困難になることも起こり得ると思われ、こうした場合にも支援できるよう介護報酬に見合う額を県が支給する制度を設けていますので、当該制度を適用することで代替サービスの調整を行うことが可能です。

また、宿泊サービスの継続が必要であって、そのために職員派遣が必要な場合は職員派遣を行うことも可能です。

問53 小規模多機能居宅介護事業所や看護小規模多機能居宅介護事業所が代替サービス提供の意思を有していても、登録定員を超える場合は代替サービスの提供を行うことは不可能でしょうか？

答 小規模多機能型居宅介護事業所や看護小規模多機能居宅介護事業所が代替サービス提供の意思を有する場合であって、なおかつ、登録定員を超過する場合も問52の県独自制度を適用し、代替サービスを提供いただくことが可能です。

問54 介護者が新型コロナウイルス感染症に感染し入院となり、要介護者が自宅に取り残される場合に、通常のサービス提供では当該要介護者の在宅生活が困難になることも起こり得ると思われませんが、こうした場合も問52の県独自制度を適用し要介護者の在宅生活支援が可能と考えて良いですか？

答 お見込みのとおり、問52の県独自制度を適用し当介護者を支援することが可能です。

問55 自法人内の他の事業所等の職員で対応した結果、代替サービスの調整を要する場合に調整依頼となりますが、この場合、自法人内の他の事業所等の職員に対しても応援手当や調整手当を支給しなければいけませんか？

答 この事業は、感染症の発生に伴い、他法人の事業所に利用者を受け入れてもらう必要が生じた場合の相互支援の取組として設けるものですので、自法人内の他の事業所等の職員を業務に従事させた場合のことについて、規定するものではありませんので、各法人で整理いただければ結構です。

なお、自法人の職員に対応にあたらせた場合に、特別な手当を支給した場合も滋賀県（または大津市）が別途実施する補助事業の対象となり県（または大津市）に請求することができます。

※発生事業所の所在が大津市内の場合は、大津市に請求。

**問56 代替サービスを提供した職員は、通常業務を行っても良いですか？**

答 濃厚接触者である利用者に対してサービス提供を行う職員は、限定する方が望ましいと考えています。

また、当該職員には、原則としてPPE（個人防護具）指導を行った上で、業務に従事していただくことを考えていますので、当該職員の健康状態に問題がなければ、すぐに勤務復帰していただけます。